平成２９年（フ）第１１８号
宮城県栗原市築館字留場雇田97番地　サンクレストＡ棟103号
債務者　中村　　潤
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
宮城県大崎市古川字上古川沢目80番地２、従前の住所宮城県加美郡色麻町四竈字東原266番地
債務者　熊谷あや子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
宮城県加美郡加美町字原高谷地屋敷２番地21
債務者　佐々木皓太
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１号
福井県敦賀市若葉町３丁目1029番地
債務者　山本　幸代
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成３０年（フ）第２号
福井県三方上中郡若狭町三田第４号３番地
債務者　深水　千鶴
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第９９号
広島県江田島市大柿町大原1656番地２
債務者　君本　由美
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第３号
広島県呉市和庄登町20番10―501号
債務者　東　　愛
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第２４号
大分県竹田市大字岩瀬530番地２
債務者　渡邊　忠史
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第１８４号
福島県郡山市安積町長久保３丁目11番地の２山形ハイツ102号
債務者　佐々木　香
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第９号
兵庫県南あわじ市賀集1028番地１賀集団地１の６、住民票上の住所神戸市西区押部谷町木幡200番地橋間アパート３Ｆ
債務者　前野　恵子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第９３２号
神戸市垂水区舞子坂２丁目15番11号
債務者　藤本　千惠
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０１３号
神戸市東灘区森南町３丁目６番12号　ベルシオン甲南山手　101号
債務者　森口　亜弓
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４１号
神戸市灘区篠原南町６丁目１番22―204号
債務者　山田　昭恵
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第６３号
茨城県土浦市天川２丁目８番４号
破産者　エコ土浦株式会社
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８０号
さいたま市大宮区上小町256番地１デュオ大宮桜並木通り205
破産者　株式会社ＳＧＮ
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４６７号
埼玉県加須市道地1303番地７
破産者　株式会社関東コーポレーション
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６９６号
埼玉県熊谷市新堀新田520番地17
破産者　有限会社幸栄工業
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８１号
さいたま市南区辻４丁目18番２号
破産者　株式会社フジデン
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係